

福山市移住者等住宅改修費補助金の主な対象判定事例

【前提条件】

- 居住期間、居住地は申請者及びその世帯員全員の住民票の記載事項となります。
- 判定は申請者及びその世帯員全員が対象となります。
- 交付申請及び中古住宅の購入と完了報告は、同一年度中に行う必要があります。
- ここで言う購入とは、登記された所有権移転の日を言います。
- ここで言う改修とは改修工事の着工日の事を言います
- 新築の建築、新築の建売住宅は対象とはなりません。

パターン①

中古住宅を購入及び改修工事着工後、補助金の交付申請を行う場合。



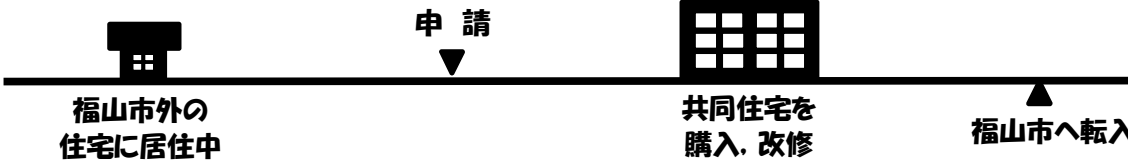
パターン②

購入及び改修工事着工前に交付申請を行い、中古住宅を購入し、転入する場合。



パターン③

福山市に転入し、共同住宅（マンション）等の区画所有部分を購入する場合。



パターン④

福山市に転入し、住民基本台帳に記録された日から3年を超えて賃貸住宅等に居住している場合。



パターン⑤

福山市に転入後賃貸住宅等に居住し、3年以内に申請し中古住宅を購入する場合。



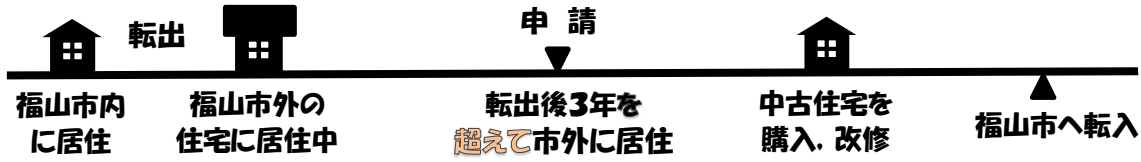
パターン⑥

本市に居住の履歴があるが、転出後3年を以内に、中古住宅を購入し、転入する場合。



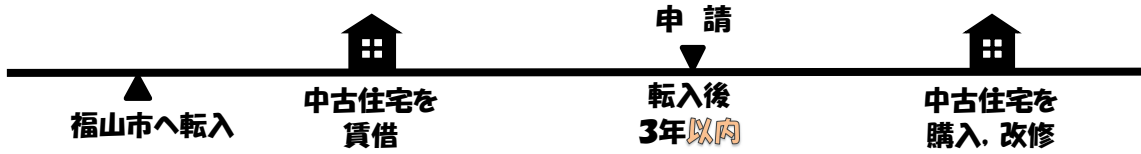
パターン⑦

本市に居住の履歴があるが、転出後3年を経過した後に、中古住宅を購入し、転入する場合。



パターン⑧

福山市に転入後、戸建住宅に賃借居住し、3年以内に当該賃貸住宅を購入する場合。



パターン⑨

本市に居住の履歴があるが、転出後3年を経過した後に、本市に転入・賃貸住宅等に居住し、3年以内に、中古住宅を購入する場合。

